



発行 東京都

目次

告示

○建築士法による二級建築士免許の取消し……………

……………(都市整備局市街地建築部建築企画課)……………

○宅地建物取引業法による行政処分(二一件)……………

……………(住宅政策本部住宅企画部不動産課)……………

○土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区

域の指定解除及び指定の一部解除……………

……………(環境局環境改善部化学物質対策課)……………

告示(選)

○不在者投票管理者を置く施設の指定……………

……………

○開発行為に関する工事完了……………

……………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課)……………

告示

●東京都告示第八百二十六号

建築士法(昭和二十五年法律第二百二号。以下「法」という。)第九条第一項の規定により建築士の免許を取り消したので、同条第三項及び建築士法施行規則(昭和二十五年建設省令第三十八号)第六条の二の規定に基づき、次の

とおり告示する。

令和二年六月十日

東京都知事 小池 百合子

一 免許の取消しをした年月日

令和二年五月二十七日

二 免許を取り消した者

氏名

小笠原 伸二

建築士の別

二級建築士

登録番号

東京都知事登録第六八一四六号

三 免許の取消しの理由

法第九条第一項第一号に該当するため

●東京都告示第八百二十七号

宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)第六十六条第一項の規定による行政処分について、同法第七十条第一項の規定により、次のとおり告示する。

令和二年六月十日

東京都知事 小池 百合子

一 被処分者

(一) 商号 LEBEN next株式会社

(二) 代表者氏名 代表取締役 糸瀬 祐一

(三) 主たる事務 豊島区高田三丁目十六番地四号鹿野ビル

(四) 免許証番号 東京都知事(1)第九九〇三六号

(五) 免許年月日 平成二十八年四月八日

二 処分年月日 令和二年六月一日

三 処分内容 免許の取消し

四 適用条項 宅地建物取引業法第六十六条第一項第三号

●東京都告示第八百二十八号

宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)第六十六条第一項の規定による行政処分について、同法第七十条第一項の規定により、次のとおり告示する。

令和二年六月十日

東京都知事 小池 百合子

一 被処分者

(一) 商号 株式会社INJAコーポレーション

(二) 代表者氏名 代表取締役 若林 典夫

(三) 主たる事務 新宿区百人町二丁目四番七号第一文化ビル四一

(四) 免許証番号 東京都知事(2)第九五二八六号

(五) 免許年月日 平成三十年四月二十六日

二 処分年月日 令和二年五月三十日

三 処分内容 免許の取消し

四 適用条項 宅地建物取引業法第六十六条第一項第三号

●東京都告示第八百二十九号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第二項の規定により、令和二年東京都告示第二百七十一号により指定した区域の一部及び令和二年東京都告示第七百十一号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和二年六月十日

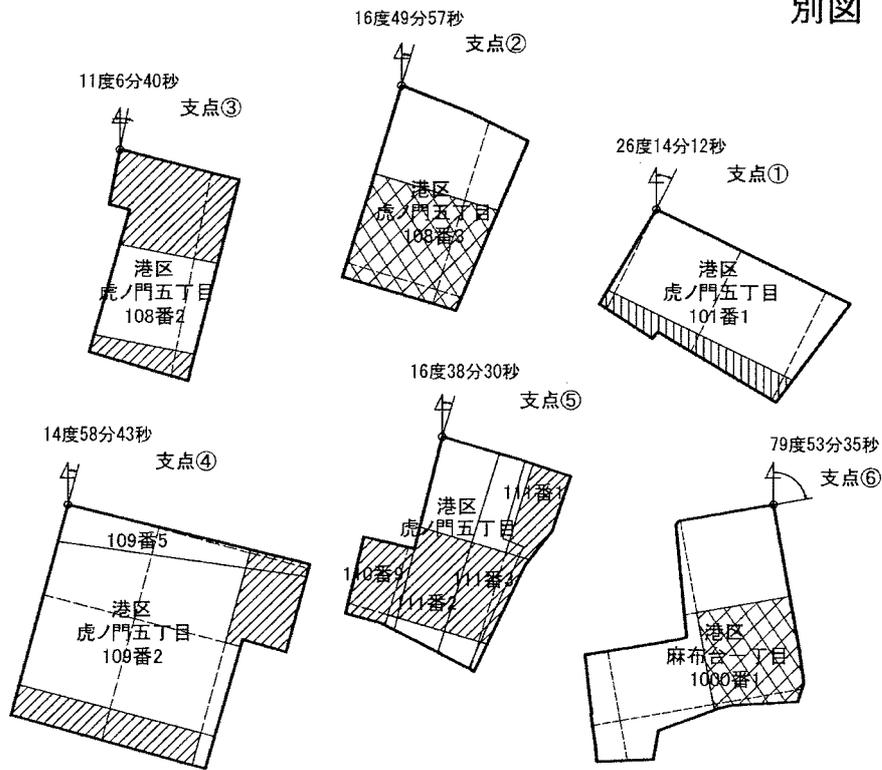
東京都知事 小池 百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり(港区虎ノ門五丁目地内及び同区麻布台一丁目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項及び第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

別図



【格子の回転角度】

- ①: 26度14分12秒
- ②: 16度49分57秒
- ③: 11度 6分40秒
- ④: 14度58分43秒
- ⑤: 16度38分30秒
- ⑥: 79度53分35秒

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

【支点】

- ①: 港区虎ノ門五丁目101番1の最北端とする。
- ②: 港区虎ノ門五丁目108番3の最北端とする。
- ③: X座標:-37425.0727、Y座標:-8130.6343とする。
- ④: X座標:-37457.9664、Y座標:-8180.8087とする。
- ⑤: 港区虎ノ門五丁目111番2の最北端とする。
- ⑥: X座標:-37545.4366、Y座標:-8312.2969とする。

※支点の座標は、測量法(昭和24年法律第188号)の規定により、世界測地系座標計算によって作成した。

【凡例】

- 単位区画
- 筆境界
- 敷地境界
- ▨ 指定を解除する区域
- ▤ 形質変更時要届出区域(令和元年東京都告示第147号により指定した区域)
- ▧ 形質変更時要届出区域(令和2年東京都告示第271号により指定した区域)

告示(選)

●東京都選挙管理委員会告示第五十九号

公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第十五条第二項及び第四項第二号(地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)及び漁業法施行令(昭和二十五年政令第三十号)において準用する場合並びに最高裁判所裁判官国民審査法施行令(昭和二十三年政令第二百二十二号)においてその例によることとされる場合を含む。)の規定に基づき、不在者投票を行うことができる施設を次のとおり指定した。

令和二年六月十日

東京都選挙管理委員会

施設の名称 所在地

港区立障害者支援ホーム 港区南麻布四丁目六番十三号南麻布

特別養護老人ホーム南麻布シニアガーデンアリス 港区南麻布四丁目六番十三号

介護老人福祉施設ケアホーム葛飾 葛飾区小菅二丁目三十五番十号

医療法人財団利定会大久野病院介護医療院 西多摩郡日の出町大字大久野六千四百十六番地

公告

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和二年六月十日

東京都多摩建築指導事務所長

浅井 勉

開発区域又は工区に含まれる地域の名称 許可を受けた者の住所及び氏名

東大和市中央三丁目九百三十八番一、同番三、九百四十一番一、九百四十二番一、同番二及び同番七から同番九まで 東大和市向原四丁目二十一番地七  
株式会社キョーワハウス 代表取締役 小松 茂  
国分寺市光町一丁目十三番一 新宿区西新宿一丁目二十六番二号 野村不動産株式会社 代表取締役 宮嶋 誠一

発行  
 東京都  
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
 号  
 電話 ○三(五三二)一一一一(代)

郵便番号  
 163-8001

定価  
 本号  
 一箇月 六、六〇〇円  
 (郵送料を含む)

印刷所  
 勝美印刷株式会社  
 東京都文京区白山一丁目十三番七号  
 電話 ○三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号  
 113-0001

